SDGs推進本部 本部長
内閣総理大臣　岸田文雄　様

公益財団法人プラン・インターナショナル・ジャパン
アドボカシーグループ
〒154-8545 東京都世田谷区三軒茶屋2-11-22
サンタワーズセンタービル10F&11F
TEL 03-5481-6100
E-mail Advocay@plan-international.jp

「SDGs実施指針」改定への意見

改定案にあるように、岸田総理は今年 9 月に開催された SDG サミットにおいて、「人間の尊厳」の重要性を強調し、日本として国際社会の SDGs 達成に向けた取組を力強く牽引していく決意を示されました。また、広島G7サミットにおいても首脳宣言で全ての政策分野に一貫してジェンダー平等を主流化すること、そのために社会のあらゆる層と共に協働する決意が述べられています。

しかし現状を見ると、ジェンダー（目標 5）について課題があること、ジェンダーギャップにおいては G7 諸国はもちろん、アジア太平洋地域においても最下位に甘んじていることは周知のとおりです。

「誰一人取り残さない」包摂社会の実現のためには、ジェンダー平等の実現は不可欠ですが、ジェンダーに配慮したディーセント・ワークの促進や「人への投資」を妨げるのは、固定的な性別役割への偏見（アンコンシャス・バイアス）であり、偏見を取り除くことなしに、女性の活躍は実現しえないと考えます。特に、国内のジェンダー平等を進める取り組みとして、第 5 次男女共同参画基本計画に示している各施策を滞りなく進捗させることを求めます。

そこで具体的に以下提言いたします。

1. 重点項目②「誰一人取り残さない」包摂社会の実現において、「教育の場を通じて持続的発展のあり方を学ぶ機会の拡大に取り組んでいく」とありますが、「教育の場を通じてアンコンシャス・バイアスの解消など持続的発展のあり方を学ぶ機会の拡大に取り組んでいく」とすべきです。

2. 重点項目③地球規模の主要課題への取組強化において、気候変動への対応が記載されていますが、気候変動によってとりわけ打撃を受けやすい女性、女の子への特別な支援と気候変動対策に取り組む人材育成について記載すべきです。重点項目では経済的・社会的取り組みが述べられていますが、影響を最も受けるインフラが脆弱な地域におけるもっとも取り残された人々（女性、女の子、障害者、先住民族、ユースなど）への特別な配慮を施策に組み入れることを明確にすることを求めます。

3. 重点項目④国際社会との連携・協働 ・共創において、フェミニスト外交の導入の検討を求めます。2022年のG7ドイツ首脳宣言では、持続可能な開発の分野で「フェミニスト開発・外交・貿易政策」の一文が入り、ジェンダー平等に貢献する政府開発援助（ODA）二国間援助の割合を増加させる努力が宣言されましたが、残念ながら広島 G7 サミットでの成果文書では採択されませんでした。G7 サミット議長国を務めた日本として、フェミニスト外交政策について導入を検討することを求めます。

4. 別紙「各ステークホルダーに期待される役割」について、各ステークホルダーにジェンダー平等への配慮の記載を求めます。具体的にビジネスにおいてはジェンダー平等に配慮した雇用・経営体制の導入、ファイナンスにおける投資先のガバナンス、サプライチェーンにおけるジェンダー配慮、市民社会における取り残されがちな人々として具体的に女性、女の子、高齢者、ユース、障害者、少数民族、LGBTIQ＋」などの記載、消費者における商品製造におけるジェンダー配慮、民間団体における組織構成員のジェンダー平等の推進、労働組合におけるハラスメント対策の強化、次世代におけるジェンダーに配慮した意見聴取の実施、教育機関におけるアンコンシャス・バイアス解消のプログラム導入、研究機関におけるジェンダーに配慮した人事と女性に配慮した研究開発の推進、地方自治体における女性職員の雇用・昇進の配慮、です。

以上